

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和 7 年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、令和 7 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 1,310 事業所

② 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により 15 層に層化し、これらの層から 262 事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第 13 表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員

初任給関係 603 人（行政職に相当する調査実人員 567 人）初任給関係以外の調査職種 10,334 人（行政職に相当する調査実人員 9,282 人）

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、89,712 人、行政職に相当するものは、66,260 人

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	224	108	91	25	
農 業 、 林 業 、 漁 業	1	0	1	0	
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 業 採 取 業 、 建 設 業	10	4	4	2	
製 造 業	120	55	53	12	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	38	18	14	6	
卸 売 業 、 小 売 業	13	9	3	1	
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	7	5	2	0	
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医 療 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	35	17	14	4	

- (注) 1 調査対象事業所262所のうち、調査完了事業所は224所、調査不能となった事業所は38所、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所は6所である。
- 2 調査完了率は、87.5%であり、以下のとおり算出した。
調査完了率＝調査完了事業所 224所／（調査対象事業所 262所－調査対象外事業所 6所）×100
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業分類における大分類「学術研究、専門・技術サービス業」、
「宿泊業、飲食 サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
新卒事務員・ 技術者計		円	円	円	円
	大 学 卒	234,516	240,982	221,637	230,000
	短 大 卒	214,149	216,160	208,563	203,500
	高 校 卒	194,404	197,706	189,817	198,825
	新卒事務員	大 学 卒	231,094	239,734	213,439
		短 大 卒	209,744	214,123	194,656
		高 校 卒	193,334	197,849	187,084
	新卒技術者	大 学 卒	241,918	243,759	238,449
		短 大 卒	217,850	218,051	217,377
		高 校 卒	195,327	197,582	192,185

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒には修士課程、博士課程の修了者は含まない。

第15表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	13	52.6	812,275	0	812,275
	工 場 長	33	55.2	789,608	1,557	788,051
	事 務 部 長	239	54.1	686,459	4,838	681,621
	技 術 部 長	454	53.4	743,152	1,187	741,965
	事 務 部 次 長	145	53.6	680,313	11,789	668,524
	技 術 部 次 長	118	53.8	634,970	9,339	625,631
	事 務 課 長	414	49.7	601,851	28,831	573,020
	技 術 課 長	711	50.4	620,742	6,937	613,805
	事務課長代理	237	44.7	568,159	71,778	496,381
	技術課長代理	295	41.4	539,087	50,488	488,599
	事 務 係 長	564	45.4	461,328	57,807	403,521
	技 術 係 長	454	46.2	477,953	62,378	415,575
	事 務 主 任	502	45.5	417,789	62,678	355,111
	技 術 主 任	593	43.6	474,593	87,198	387,395
	事 務 係 員	1,950	38.8	350,827	47,292	303,535
	技 術 係 員	2,152	37.1	375,753	54,344	321,409

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
（以下2から4において同じ。）

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	本表 2 企業規模500人以上及び本表 3 企業規模100人以上500人未満の対応級欄参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長－課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長－係長間)	
係の長及び係長級専門職	
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長－係員間)	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 10	歳 51.8	円 881,686	円 0	円 881,686
	工 場 長	24	55.6	858,936	2,106	856,830
	事 務 部 長	147	54.4	724,132	644	723,488
	技 術 部 長	326	53.7	776,331	757	775,574
	事 務 部 次 長	100	52.8	724,001	9,252	714,749
	技 術 部 次 長	96	54.0	628,738	1,758	626,980
	事 務 課 長	315	50.2	640,204	33,434	606,770
	技 術 課 長	624	50.5	632,626	6,350	626,276
	事 務 課 長 代 理	188	43.5	588,732	77,738	510,994
	技 術 課 長 代 理	243	41.1	551,363	51,180	500,183
	事 務 係 長	379	45.4	481,250	59,607	421,643
	技 術 係 長	294	46.1	504,280	59,259	445,021
	事 務 主 任	325	47.0	437,517	62,045	375,472
	技 術 主 任	427	43.4	494,325	94,009	400,316
	事 務 係 員	1,254	38.9	367,020	51,089	315,931
	技 術 係 員	1,534	37.1	385,366	56,280	329,086

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 9 級
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長－課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 7 級、特 7 級及び 8 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長－係長間)	行政職給料表 5 級、6 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級、4 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長－係員間)	行政職給料表 2 級
	行政職給料表 1 級

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 3	歳 55.8	円 523,622	円 0	円 523,622
	工 場 長	9	54.0	593,034	0	593,034
	事 務 部 長	92	53.8	633,614	10,720	622,894
	技 術 部 長	128	52.4	626,763	2,696	624,067
	事 務 部 次 長	45	55.0	604,096	16,215	587,881
	技 術 部 次 長	22	52.7	662,817	43,216	619,601
	事 務 課 長	99	48.4	504,278	17,121	487,157
	技 術 課 長	87	48.9	489,071	13,448	475,623
	事 務 課 長 代 理	49	49.4	485,553	47,845	437,708
	技 術 課 長 代 理	52	43.0	470,772	46,636	424,136
	事 務 係 長	185	45.5	414,019	53,533	360,486
	技 術 係 長	160	46.3	415,593	69,766	345,827
	事 務 主 任	177	42.7	381,295	63,849	317,446
	技 術 主 任	166	45.1	374,574	52,677	321,897
	事 務 係 員	696	38.6	314,021	38,661	275,360
	技 術 係 員	618	37.1	333,728	45,878	287,850

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職給料表 7 級、特 7 級及び 8 級
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職 (部長－課長間)	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5 級、6 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長－係長間)	行政職給料表 4 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職 (係長－係員間)	行政職給料表 2 級
	行政職給料表 1 級

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 人 員 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -
	工 場 長	-	-	-	-	-
	事 務 部 長	9	55.8	500,258	0	500,258
	技 術 部 長	10	55.1	497,638	0	497,638
	事 務 部 次 長	5	53.5	475,007	0	475,007
	技 術 部 次 長	2	45.0	447,650	0	447,650
	事 務 課 長	17	51.6	425,929	19,930	405,999
	技 術 課 長	16	49.0	404,418	10,133	394,285
	事 務 課 長 代 理	12	52.6	432,184	69,392	362,792
	技 術 課 長 代 理	13	49.6	389,551	30,221	359,330
	事 務 係 長	27	47.7	352,863	23,603	329,260
	技 術 係 長	22	44.4	355,732	26,595	329,137
	事 務 主 任	44	47.5	345,863	40,833	305,030
	技 術 主 任	23	42.1	334,974	19,711	315,263
	事 務 係 員	104	40.2	268,244	18,719	249,525
	技 術 係 員	104	38.1	287,797	16,871	270,926

備 考
構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長―課長間)
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長―係長間)
係の長及び係長級専門職
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代 理以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長―係員間)

その２ 給与比較の対象外職種

企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平均 支給額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	人 5	歳 54.3	円 819,818	円 0	円 819,818
	研 究 部 (課) 長	63	50.7	678,741	3,463	675,278
	研 究 室 (係) 長	47	53.8	692,049	2,415	689,634
	主 任 研 究 員	129	46.7	590,206	9,820	580,386
	研 究 員	94	37.1	475,046	52,963	422,083
	研 究 補 助 員	22	39.4	378,680	55,026	323,654
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	X	X	X	X
	副 院 長	2	61.5	1,258,413	189,528	1,068,885
	医 科 長	19	54.2	1,345,400	282,387	1,063,013
	医 師	20	35.1	859,687	96,632	763,055
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-
	薬 局 長	7	53.9	519,996	19,643	500,353
	薬 剤 師	21	39.5	434,644	30,689	403,955
	診療放射線技師	34	39.4	394,597	29,816	364,781
	臨床検査技師	38	41.5	378,873	27,778	351,095
	栄 養 士	18	33.4	330,140	37,005	293,135
	理 学 療 法 士	34	38.4	336,514	7,557	328,957
	作 業 療 法 士	24	38.8	338,965	10,455	328,510
	総 看 護 師 長	6	53.5	536,899	45,877	491,022
	看 護 師 長	57	50.5	441,262	54,178	387,084
	看 護 師	121	44.3	420,502	41,786	378,716
教 育 関 係 職 種	准 看 護 師	69	42.0	293,532	22,512	271,020
	大 学 学 部 長	4	58.8	686,130	15,375	670,755
	大 学 教 授	40	55.6	709,509	6,440	703,069
	大 学 准 教 授	38	46.6	584,292	5,857	578,435
	大 学 講 師	13	46.0	446,825	9,366	437,459
	大 学 助 教	8	39.3	540,427	0	540,427
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-
	高 等 学 校 教 頭	4	56.5	687,557	64,792	622,765
	高 等 学 校 教 諭	45	44.3	527,435	58,943	468,492

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

備 考
構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
構成員3人以上の室(係)の長
下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）
部下に医師又は歯科医師5人以上
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
部下に医師又は歯科医師1人以上
部下に薬剤師2人以上
部下に看護師長5人以上
部下に看護師又は准看護師5人以上

第16表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	60.0%
支 給 し な い	40.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の並数階層	20,000円以上21,000円未満

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、28,000円である。

第17表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
100.0	(29.7)	(53.4)	(0.0)	(16.9)	0.0

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。(その2からその4において同じ)

その2 自動車使用者に対する距離段階別定額制に係る通勤手当の支給状況

距離段階別定額制における支給月額						
距離(片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	3,240円	5,973円	11,674円	17,256円	22,755円	27,175円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	32,071円	36,662円	43,152円	48,930円	54,225円	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当
の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
42.9	(29.0)	(45.4)	(6.5)	(19.0)	57.1

(注) 1 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない場合がある。

その4 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の
月額支給の状況

月額						
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満
0.0%	8.7%	8.1%	57.0%	0.0%	9.0%	0.0%
月額						
9,000円以上 10,000円未満	10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上				
0.0%	9.7%	7.5%				

(注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。

2 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
51.3	48.7	46.9	53.1	48.5	51.5

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第19表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.5 %	68.9 %	30.6 %	0.5 %

(注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分 \ 項目	給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額	
課 長 級	57.4 %	46.9 %	42.6 %
非 管 理 職	52.2	46.5	47.8

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第21表において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
72.8 %	74.5 %

(注) 1 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。